

こども誰でも通園制度の実施に向けての方向性（案）

- ① こども誰でも通園制度単体で行うか、他の事業所等と併設して行うか（一般型か、余裕活用型か）

【要綱】実施方法は、一般型事業及び余裕活用型事業のいずれかの形態で実施する。

なお、当該事業を行うにあたり、事業実施者は事業認可が必要であり、認可後も実施状況や職員配置等について指導監督が行われること等を考慮し、実施主体は認可保育所、幼稚園、認定こども園とする。令和8年度以降の事業については、実施状況を踏まえ判断する。

【運用】利用者が通年にわたり利用できるよう、余裕活用型事業のみに偏らない施設選定が望ましい。

- ② 受け入れるこどもの年齢・時間枠はどのように設定するか

【要綱】対象となる子どもの年齢は、生後6か月から満3歳未満とする。

【運用】事業実施にあたっては、市全体として、当該年齢を受け入れられるように努める。

- ③ 特定の事業所の継続的な利用を進めるか、定期的でない柔軟な利用を受け入れるか等

【要綱】利用方法は定期利用とする。また、事業の実施日及び開所時間及び利用定員については、ニーズや受入体制を鑑み、市と協議の上、実施事業者が適切に設定する。

- ④ 食事を提供するかどうか、提供する場合、提供体制、献立作成方法等

【要綱】実施事業者の判断とするが、利用者に運用方法がわかるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意する。

- ⑤ 親子通園を実施するかどうか、する場合実施回数及び期間等

【要綱】親子通園も可能とするが、親子通園が長期間続く状態にならないようにすることや、利用の条件とならないように留意する。

- ⑥ 障害のあるこども・医療的ケア児等特別な支援が必要となるこどもや家庭の受入れを行うか 行う場合は優先利用の取扱い等をどのようにするのか。

【要綱・運用】国要綱に基づき、本事業を実施する事業所の状況を踏まえ、配慮が必要なこどもやその保護者が本事業を円滑に利用できるよう、どのような方策が可能か、協議検討を行っていききたい。

⑦ 利用者負担金の額の設定(1時間あたり300円が標準)

【要綱】利用者負担金は、国要綱に準じて設定する。なお、生活保護者及び非課税世帯については負担軽減を図ることが望ましい。その場合、施設への委託料と合わせて市に請求を行えるようにする。

⑧ 先行実施施設(3施設)の選考方法について

【運用】令和7年度に先行して実施する施設数は、利用者が本事業を利用しやすい環境になるよう努める。

具体的には、市予算額と事業所要額(実施希望の施設数と定員数等による)を考慮し、予算の範囲内で最大限の実施数となるよう調整したい。

その調整を行っても予算枠内に収まらない場合は、久留米市子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育提供区域(計7区域)の一の区域につき1施設を上限とし抽選を行うこととしたい。

⑨ 実施事業所への研修の開催時期・方式・内容等について

【要綱】国要綱に準じる。

【運用】市は、実施事業者に対し、機会をとらえて、本事業の意義、目的及び仕組みを理解できるように、研修を実施する。

⑩ その他(キャンセルポリシー、災害発生時等の対応)

【要綱】

- ・当日のキャンセルについて、市は施設に対する委託料を支払う。なお利用者からの利用料の徴収は、各施設での判断で行えるようにする。
- ・保育中に事故が生じた場合は、速やかに関係機関に報告する。
- ・実施施設は、集団におけるこどもの育ちに着目した支援計画を必要に応じて作成し、日々の保育の状況を記録する。

【運用】

- ・利用中にこどもの体調が急変した場合の対応や、事故発生時の対応、災害発生時の対応等について定めておくことについて、市は事業実施者に対し、必要な指導・助言を行う。
- ・一時預かり事業を実施している施設は、こども誰でも通園制度との併用が可能であるため、実施施設の状況を踏まえ、事業実施者が柔軟に対応できるものとする。
- ・個別支援計画の作成については、久留米市保育要領に定める保育計画や発達記録等の様式を参考に、実施施設が通常保育において記録している状況等を踏まえ、どのような内容の記載が適切かを検討する。